

プロテクション・ガイドライン

本ガイドラインは平成18年度外務省主催「人道支援におけるプロテクション」に関する NGO 研究会の活動成果として出版されました。但し文責は同 NGO 研究会に属します。

2007年3月

目次

目次	1
はじめ	2
1. 総論	3
2. すべての人に共通して確保されるべきこと	5
2-1. 尊厳ある生活を営む権利	6
2-2. 非差別原則	7
コラム1 援助実施地域における様々な事情とプロテクションの実施の関係について	7
コラム2 受益者の写真撮影について	7
3. 各論	8
3-1. 子ども	8
3-2. 女性	14
コラム3 人道支援関係者による性的搾取	14
コラム4 子どもの強制結婚	18
コラム5 GBV(ジェンダーに基づく暴力)	20
コラム6 FGM(女性器切除)	21
3-3. 難民・国内避難民	22
3-4. マイノリティ(社会的少数者)	26
3-5. 障がい者	28
コラム7 疾病者の権利	29
3-6. 高齢者	29
4. 処方箋	30
5. 人道支援従事者の責務	34

はじめに

このガイドラインでは、人道支援の現場にて関係者が遵守すべき規範について紹介しています。通常プロテクションは「受益者の権利が国際的に確立されている条約及び基準にのっとって保護されるよう確保する活動」とされており、特定の活動よりも人道支援にかかわるあらゆる事業をさします。そのため、守備範囲が非常に広範ですが、今回はとりわけ注意を必要とする社会的に弱い立場に置かれている人たちへの配慮を中心に項目を整理し、根拠となる条文や現場において注意すべき事柄について解説しています。

紛争や地震等の被害者、もしくは飢饉や地雷の恐怖等がある事業地においては、緊急に、それとできるだけ多くの命を救わなくてはならない人道支援の性格上、健康で配給に來られる大多数の人への対応だけでも精一杯の状況になります。本ガイドラインはそのような状況下で活動をする際に役に立つことを念頭に、とかく援助からもれてしまいがちないわゆる社会的弱者のカテゴリー、および彼／女らに対して特別に求められる配慮をリストアップしました。これをもとに、食糧・生活物資の配付、衛生事業等あらゆる事業において支援から受益者が漏れることがないよう平等な権利確保の視点から考えることができるよう目指しています。

このような考え方の背景には「ライツ・ベース・アプローチ(権利に基づくアプローチ)」と呼ばれる考え方の主流化があります。これは、1990年代より国際機関、各国援助機関、NGO等で議論され、実践されるようになりました。加えて、2002年に西アフリカで起きた援助関係者による性的搾取事件以降、援助関係者が遵守すべき規範について、より一層厳しい実施が求められるようになりました¹。またその結果、援助関係者自身が自らの姿勢を見直し、受益者の保護(プロテクション)をプログラムの中に組み込む必要性が指摘されるようになってきました。

このような世界的な潮流の中で、国際機関や国際NGOが採用している国際的な規範(条約、宣言等)、ガイドラインを研究し、日本の人道支援を行うNGOが現場で実際に活用できる指針を導入していくことが重要ではないかと考えたNGOが集まり、作成を始めました。また、外務省NGO研究会の制度を利用し、専門家を招いてのワークショップの開催(5回)、ガイドラインを現場の実情にあったものにするための人道支援の事業地での調査(南スーダンにて実施)、シンポジウムの開催を経てよりよいガイドラインを作成するために研究・議論を重ねてきました。

ここに書かれているガイドラインは総論として位置づけられるもので、実際の事業での実施についてはさらなる実践と研究が必要ですが、ぜひ一読して頂いた上で現場において参照、活用されることを作成者一同期待しています。

¹ Secretary-General's Bulletin, Special measures for protection from sexual exploitation and sexual abuse (ST/SGB/2003/13)等が挙げられる。

1. 総論

1) プロテクション(保護)とは何か？

プロテクションについては、特に国際的に確立している定義はありませんが、「個々人の権利が国際的に確立されている条約(例 人権、人道及び難民法)の文言及び精神にのっとって十分に保護されるよう確保することを指向するすべての活動。あらゆる人権及び人道機関はこれらの活動を偏りなくまた人種、国籍、言語及びジェンダーに関わらず行わなくてはならない」²とされています。

プロテクションは主に3つのカテゴリーに分類することもできます。1つ目は物理的な保護で、基本的な自由があり、身体の安全が確保されている状況を指します。2つ目は社会的な保護で、物質的なニーズ、教育、健康等が保障されている状態を指します。3つ目は法的な保護で、権限のある当局に登録がなされ、その場所での滞在が認められている状態を指します。新生児等も登録がなされていることが重要です。

広義のプロテクションは何か特定のプロジェクトを指すわけではありません。食料配給や衛生状態の確保等の個々の事業の実施においてプロテクションという権利保障の考え方を入れ込み、全体として受益者の権利が確保され、社会的に弱い立場におかれている人々が食料配給等からもれず、保護されている状況を目指す取り組みを指します。狭義のプロテクションとして用いる場合には、弱者保護といった文脈や、法的な保護を指すことが多いです。

2) 国際的に確立している条約・基準の概要

次に、プロテクションの基本となる「国際的に確立している条約・基準」について解説していきます。

条約とは、国家間または国家と国際機関との間の文書による合意³です。規約・議定書などの名称が用いられることもあります。条約は法的拘束力があり、批准／加入の正式な手続きを経た国家のみを拘束します。(批准は署名の後、署名をした条約の内容について国家が最終確認を行い同意を与えることを指し、加入とは署名をせずに条約の内容について国家が最終確認を行い同意を与えることを指します。)人道支援の現場においては、活動する国がプロテクションに関連したどの条約に批准／加入しているかをあらかじめ調べておく必要があります。また、活動する地域(アフリカ、ヨーロッパ等)に固有の地域条約(例:アフリカ難民条約⁴)もあります。

法的拘束力を持たない形式として宣言があります。宣言はすべての国に対して出されたものであり、批准手続も不要です。法的には国家を拘束しませんが、条約と同様、プロテクションの活動として援助関係者が用いていくためには非常に重要な文書とされています。

² ICRC が1999年に実施したワークショップ (Ecogia Seminars on Protection for information) にて、参加者と至ったプロテクションに関する理解。他の文献でもこの定義が紹介されている。例えばSee Strengthening Protection in War: A Search for Professional Standards (Geneva: ICRC) 2001, pgs. 28-37 等

³ 国語辞書(大辞泉)より

⁴ 正式名称は「アフリカにおける難民問題の特定の側面を規律するアフリカ統一機構条約」

～ポイント～

	守るべき国	法的拘束力	プロテクションの活動における位置づけ
条約	締約国(条約を批准/加入した国にのみ有効)	あり	活動国が特定の条約の締約国であれば、国が守るべき基準を示した文書として活用することができる。(例:子どもの権利条約、女性差別撤廃条約、難民の地位に関する条約等)
宣言	法的にはないが、同義的には <u>すべての国</u>	なし	多くの国が価値を認めた文書として、活動国で紹介することができる。(例:世界人権宣言)

プロテクションに特に関連している条約・宣言は主に以下の3つに分類されます。

① 国際人権法 ～すべての人の尊厳を確保する～

国際人権法とは、人権に関する条約や宣言、そしてそれらを実施するための国際的、国内的な制度や手続きの体系です⁵。1948年12月の世界人権宣言にはじまり、包括的な人権の保障を規定する「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」(社会権規約)、「市民的及び政治的権利に関する国際規約」(自由権規約)の2つの条約をあわせて、国際人権章典と呼ばれ、国際人権法の中核となっています。そのほかにいくつもの人権条約が作成されていますが、主要な条約として以下の条約が挙げられます。

子どもの権利条約

- ・ 子どもを18歳未満と定義し、子どもの包括的な権利保障(生命、生存、発達に対する権利、差別の禁止、教育を受ける権利、子どもの最善の利益の確保、虐待からの保護、意見を表明する権利等)を規定。

女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女性差別撤廃条約)

- ・ 女性への差別撤廃を求める条約。
- ・ 男女平等の保障、参加の平等、教育・雇用における差別の撤廃、女子の能力開発及び向上を確保する国家の義務、役割に基づく偏見等の撤廃等を規定。

あらゆる形態の人種差別撤廃に関する国際条約(人種差別撤廃条約)

- ・ あらゆる民族の平等という概念を規定した条約。
- ・ 人種差別を「人種、皮膚の色、世系又は民族的若しくは種族的出身に基づくあらゆる区別、排除、制限または優先」と規定し、政治・社会等あらゆる側面での差別を禁止することを規定。

拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約(拷問等禁止条約)

⁵ 『テキストブック国際人権法』(阿部浩己、今井正、藤本俊明著、日本評論社)より

- ・ 拷問とは公務員その他の公的資格で行動する者等により、情報または自白を得る等の目的により重い苦痛を故意に与える行為。
- ・ 拷問を廃止すること及び拷問が待ち受ける国へ送り返してはならないというノン・ルフルマン(非送還)の原則も規定する。

② 国際人道法 ～武力紛争時の法～

武力紛争(戦争)において、負傷もしくは病気になった兵士、捕虜、そして武器を持たない一般市民の人道的な取り扱いを定めた国際法です。「1949年のジュネーブの4つの条約」と「1977年の二つの追加議定書」を中心とした、様々な条約と慣習法の総称です⁶。

武力紛争に参加していないすべての人が保護の対象となります(性別、年齢、宗教、人種、その他いかなる基準による差別も許されません)。また、保護すべきものとして以下をあげています。病院以外にも特定の場所やものが保護されなければなりません。

(1977年の第1追加議定書第53条ほか)

- ・ 人々の生存に不可欠なもの(家畜、飲料水供給施設、農地など)
- ・ 歴史的建造物
- ・ 礼拝所
- ・ 破壊されると人々に重大な損害を与えかねないような、危険な威力を内蔵する施設(例:ダム、堤防、原子力発電所など)

③ 国際難民法 ～難民を迫害の待ち受ける出身国へ送り返さない～

「難民の地位に関する条約」(1951年)、「難民の地位に関する議定書」(1967年)を中心とする一連の法体系を指します。難民を「国籍国の外で、人種・国籍・宗教・特定の社会的集団の構成員・政治的意見のために迫害をおそれて帰れない人」と定義し、難民のための権利(非差別の原則、福祉の関連)等を定めています。

巻末に主要な条約のリストと女性・子ども等のカテゴリ別の条文をつけていますので、必要に応じて参照してください。

2. すべての人に共通して確保されるべきこと

以下、条約・宣言などの規範に加え、現場での実践を基にしてすべての人に共通して確保されるべき事項です。本質的な保護の責務を負っているのは国家ですが、国を逃れているため国籍を持つ国からの保護が受けられない人、紛争や大地震による被害者の数が膨大で国家としての対応能力を超えてしまっているような場合は、国際機関や NGO が国家によってなされる保護活動の補完的な位置づけとして、以下の活動を行うことに大きな意義があります。

⁶ 日本赤十字社ホームページより (<http://www.jrc.or.jp/about/humanity/about.html>)

2-1. 尊厳ある生活を営む権利

1) 生命・自由及び安全が確保されること

すべての人は生命及び自由が危険にさらされることなく、安全に保障される権利を有しています。具体的には以下のような事柄を指します。

- ✓ 恣意的に命を奪われないこと。(死刑の廃止を含む)
- ✓ 恣意的に(法律に定めた手続き以外で)拘禁・拘束されないこと⁷。

2) 十分な生活水準が保障されること

すべての人は心身ともに健康に生活を送れるための権利を有しています。具体的には以下の権利が上げられます。

- ✓ 飢餓から逃れる基本的権利⁸
- ✓ 相当な食糧、衣類及び住居を内容とする相当な生活水準への権利⁹。
- ✓ 身体及び精神の健康を享受する権利¹⁰
- ✓ 差別なく教育を受ける権利、無償の初等義務教育への権利¹¹

3) 拷問又は残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取り扱いまたは刑罰からの自由

拷問や残虐な取り扱い、また虐待等を受けない権利です。具体的には以下の権利が上げられます。

- ✓ 拷問、残虐な、品位を傷つける取り扱い、刑罰の禁止¹²
- ✓ 捕虜の虐待・殺戮の禁止¹³

⁷ 参考となる条文

・世界人権宣言3条(生命、自由及び身体の安全への権利)
・自由権規約6条(生命に対する権利)、9条(身体の自由及び逮捕又は抑留の手続)
・死刑の廃止をめざす、市民的及び政治的権利に関する国際規約の第二選択議定書(自由権規約第二選択議定書)
・子どもの権利条約6条(生命に対する権利)、37条(b)(自由を奪われた子どもの扱い)、
・ジュネーブ諸条約共通3条(内乱の場合)
・ジュネーブ諸条約第一追加議定書54条(文民たる住民の生存に不可欠なものの保護)
・ジュネーブ諸条約第二追加議定書4条1(基本的保障)・14条(文民たる住民の生存に不可欠なものの保護)

⁸ 参考となる条文 社会権規約第11条2項

⁹ 参考となる条文 世界人権宣言25条、社会権規約第11条1項、子どもの権利条約27条

¹⁰ 参考となる条文 社会権規約12条、子どもの権利条約24条

¹¹ 参考となる条文 女性差別撤廃条約10条、子どもの権利条約28条

¹² 参考となる条文 拷問等禁止条約、自由権規約7条

¹³ 参考となる条文 第4条約27条

2-2. 非差別原則

あらゆる人が差別をされることなく、平等に扱われる権利を持っています。人道支援においては、人種、皮膚の色、性別、言語、宗教又は信念、政治的もしくはそのほかの意見、国籍・人種もしくは社会的出自、法的もしくは社会的地位、年齢、障がいの有無、財産、家系、その他類似の基準に関わらず¹⁴、平等な支援を提供することが求められます¹⁵。

【コラム:1】 援助実施地域における様々な事情(文化・伝統・宗教・政治等)とプロテクションの実施の関係について

プロテクションの中心となる守られるべき「権利」とは誰にでも適用されるものですが、誰もがよく知っているものではありません。そこで、受益者に受け入れられやすい、わかりやすいアプローチを取ることが重要です。たとえば地域で尊敬を集めているリーダー的な存在(村の長老、宗教的なリーダー格の人)にメッセージを語ってもらうこと、劇やドラマ等の手法を用いることも有効な手段です。

しかし、伝統的に守られてきた手法(たとえば、女性器削除、本人の意志に基づかない早期結婚等※詳細は後述)がプロテクションとしての懸念事項にあたる場合には、そういったリーダー格の人たちを説得していくようなアプローチが求められます。

【コラム:2】 受益者の写真撮影について

日本など、とりわけ紛争と縁遠く、受益者のイメージがつかみにくい地域においては、受益者が置かれている環境と事業の必要性を伝えるための写真撮影は欠かせないものです。それは、団体の事業を実施する上でのアカウントビリティとして求められることも多くあります。

しかし、受益者の写真を撮影する際にはその状況、多様な文化背景(習慣として撮影されることを好まない等)をよく理解して実施する必要があります。受益者(子どもの場合には保護者も含む)の写真を撮られることに対しての了解、用途の説明などを可能な限り実施する必要がありますのではないのでしょうか。

また、写真を利用する際には、その人を「尊厳ある人間であり、希望のない対象物として紹介しない¹⁶」ことが重要です。

¹⁴ Principle 4, “Guiding Principles on Internal Displacement” より

¹⁵ 参考となる条文

- ・世界人権宣言 2 条 (権利と自由の享有に関する無差別待遇)
- ・自由権規約 2 6 条 (法の前の平等)
- ・子どもの権利条約 6 条 (生命に対する権利)、37 条 (b) (自由を奪われた子どもの扱い)、
- ・ジュネーブ諸条約共通 3 条 (内乱の場合)
- ・ジュネーブ諸条約第一追加議定書 54 条 (文民たる住民の生存に不可欠なものの保護)
- ・ジュネーブ諸条約第二追加議定書 4 条 1 (基本的保障)・14 条 (文民たる住民の生存に不可欠なものの保護)

¹⁶ The Code of Conduct for the International Red Cross and Red Crescent Movement and NGOs in Disaster Relief 第 10 項 (the International Federation of Red Cross and Red Crescent Societies and the ICRC)

3. 各論

以下、個別具体的な条約等を中心に保護されるべき集団の背景や特徴、どのような保護が必要なのかということについて解説していきます。

3-1. 子ども

1) なぜ子どものプロテクションが必要なのか？

子どもは身体的及び精神的に未熟であるため、その出生の前後において、適当な法的保護を含む特別な保護及び世話を必要としています¹⁷。

2) 子どものために守られるべきこと

子どものために守られるべきこととして、以下のことが上げられます。国際法では子どもを18歳未満と定義していますが、通常は国内法が優先します。国内法において何歳以上が子どもであるかを調べておくことも大切です。

① 家族と一緒にいること

- 本人の意志に反して家族と引き離されないこと
- 引き離されている子どもと親が再び出会えるようにすること
 - ✓ 登録時に家族の確認を行い、子どもと家族を分けないう配慮する。
 - ✓ 避難中に離れ離れになった家族については、専門機関(通常は ICRC)等により、(必要に応じて国境を超え)広範囲で探すことができるよう照会する。とりわけ、状況が安定して帰還できる時期においては家族の搜索を本格化することができる。
 - ✓ もし、何らかの理由で親が拘禁されている場合も、子どもが親に会いに行ける機会を確保する。
 - ✓ 親により、子どもが虐待されている場合は、この限りではなく、適正な手続きの上で、子どもを保護する必要がある¹⁸。

② 教育を受ける機会が確保されること

- ✓ 教育の機会はすべての人に保障される必要がある。
- ✓ 初等教育については無償で提供される必要がある。
- ✓ 女子については、学校施設・教師が男子と同じであり、また男子と同じ教育

¹⁷ 「子どもの権利に関する宣言」(1959年)より

¹⁸ 参考となる条文

- ・自由権規約 17 条 1 項 (私生活の保護)
- ・子どもの権利条約 9 条 (親からの分離の禁止)、10 条 (家族の再統合)
- ・ジュネーブ第 4 条約 26 条 (家族の搜索)・49 条 (移送及び立ち退き)
- ・ジュネーブ諸条約第一追加議定書 74 条 (離散家族の再会)
- ・ジュネーブ諸条約第二追加議定書 4 条 3 (b) (基本的保障)

課程、同じ試験を受ける保障がなされる必要がある¹⁹。

③ 性的暴力・虐待に遇わないようにすること

(※【コラム 3: 人道支援関係者による性的搾取】を参照)

- ✓ 子ども・大人両方への啓発・キャンペーン等を通じて家庭の中で虐待が起きないための予防手段を講じる。
- ✓ 暴力・虐待が起きた際の対応者を決めておく。
- ✓ 虐待を受けた子どもは本人の希望も確認した上で、必要に応じて親から離し、保護する必要がある。
- ✓ NGOスタッフが虐待に関与しないよう、契約書・トレーニング等を通じて徹底する²⁰。

④ 働かせないようにすること(強制労働・搾取からの保護)

- ✓ 最悪の形態の就労(強制労働、債務労働、農奴、紛争での子ども兵士(強制的な徴兵)、人身売買、売買春、ポルノ、麻薬の売買などの犯罪行為、その他危険な労働(過酷な労働、長時間労働、夜間労働等)から子どもを守る。
- ✓ 最低年齢を下回る年齢の子どもに就労をさせない。(以下の表を参照)
- ✓ NGOとして、最低年齢を下回る子どもを雇用し、また働かせない²¹。

【表: 年齢と就労の関連】

※すべての表の最低年齢において、義務教育終了を下回らないことが原則とされる※

	12	13	14	15	16	17	18
就労をしてよい最低年齢			△(開発途上国の場合には認められる)	○			
若年者の健康、安全、道徳を損なう							○

¹⁹参考となる条文

- ・ 社会権規約 13 条 (教育についての権利)、14 条 (無償の初等教育義務)
- ・ 子どもの権利条約 28 条 (教育についての権利)
- ・ 女性差別撤廃条約 10 条 (教育における差別の撤廃)

²⁰参考となる条文

- ・ 子どもの権利条約 19 条 (虐待からの保護)、34 条 (性的搾取からの保護)
- ・ ジュネーブ諸条約第一追加議定書 77 条 (児童の保護)

²¹参考となる条文

- ・ 子どもの権利条約 32 条 (経済的搾取などからの保護)、38 条 (武力紛争からの保護)
- ・ ILO 就業が認められるための最低年齢に関する条約 (第 138 号) 2 条 (最低年齢)・3 条 (特殊業務についての最低年齢)・4 条 (特定業務についての適用除外)・5 条 (未発達の締約国についての特則)
- ・ ILO 最悪の形態の児童労働の禁止及び撤廃のための即時行動に関する条約 (第 182 号) 2 条 (児童)・3 条 (最悪の形態の児童労働)
- ・ 第一追加議定書 77 条 (児童の保護)

おそれのある就業の最低年齢							
軽易労働についての就労が認められる年齢(一定の条件あり)	△(開発途上国の場合には認められうる)	○					

ILO 第 138 号条約「最低年齢条約」(1976 年)より

⑤ 物理的な危険(紛争、暴力)からの保護

- ✓ キャンプ内部及び支援実施地において子どもが危険にさらされないよう、警備対策を行い、細心の注意を払う。

⑥ 戦闘行為全般に関与させないこと

- ✓ 子どもを敵対行為に直接参加させない²²。
- ✓ 18 歳未満の子どもは、国の軍隊とは異なる武装集団によって徴兵、使用されてはならない。
- ✓ 15 歳以上 18 歳未満の子どもを自国の軍隊として採用する場合には、最年長者を優先させる。(子どもの権利条約締約国の場合[E11])
- ✓ キャンプ内及び支援実施地において、武装勢力へのリクルートを防ぐための手段を講ずる²³。

⑦ 援助から子どもが漏れないこと

- ✓ 配給等から子どもが漏れることを防ぐため、登録を通じてニーズを正確に把握すること。
- ✓ 子どもが家長である家族が援助から漏れないよう、特別の注意を払うこと。

⑧ 感染症にかからないようにすること

- ✓ 感染症に罹患しないよう、キャンプ内及び事業実施地での予防措置を講じる。(予防接種の実施、蚊帳の配布等)
- ✓ ネズミ・蚊等動物を媒介とする感染症に対する予防策の徹底。(とりわけ保護者への教育も重要)
- ✓ 感染症に対して正しい知識を持ち、予防することができるよう衛生教育(トイ

²² 子どもの権利条約第二選択議定書においては、18 歳未満の子どもには特別の保護が必要であるとし、子どもたちを戦闘行為に関与させないことを定めている。子どもの権利条約ではその年齢は 15 歳未満とされているが、NGOとしては子どもの権利条約の趣旨を最大限尊重した対応(一律の 18 未満の子どもの戦闘行為関与への禁止)が求められる。

²³参考となる条文

- ・子どもの権利条約 38 条(武力紛争からの保護)
- ・武力紛争への子どもに関する子どもの権利条約の選択議定書
- ・国際刑事裁判所規定 8 条(戦争犯罪)

レの利用方法等)等の啓発活動等を実施する。

⑨ 人身売買されないこと(養子縁組の際も注意すること)

- ✓ 子どもが金銭・食料等の引き換えに売買されないよう、登録等を通じて人数を把握し、またキャンプ内及び援助実施地での人の出入りに気を配る。
- ✓ 子どもを育てることに対して、一義的な責任を持つのは父母(又は法律に定められた責任者)であり、これがかなわない場合(死別や虐待と認められた場合)は国が特別の保護と援助を提供する。
- ✓ 養子縁組の際は、権限のある当局によって法律に従ってのみ実施されることを確保する。また、当局はその際にも子ども自身の意見を確認し、子どもの最善の利益が確保されるようにする²⁴。

※ 「コラム 4:子どもの強制結婚」を参照のこと。

⑩ 国籍を否定されないこと(特に難民の場合)

- ✓ キャンプ内及び援助実施地においても、子どもを出生と同時に登録し、登録を担当する現地政府へ必要に応じて届ける。
- ✓ 特に難民として外国で生まれた場合、無国籍とならないように、関係政府機関(通常内務省、法務省)との調整を行う²⁵。

⑪ 子どもの声がプログラムの策定に反映されること／子どもの最善の利益が考慮されること

- ✓ プログラムの策定にあたり、子どもの声を聞くような機会を設ける。(※アセスメントの項目を参照)
- ✓ あらゆるプログラムの策定において、子どもの最善の利益が主として考慮されること²⁶。

3) 特別に注意を要する子どもたち

① 親又は保護者と離ればなれの子ども

紛争・災害のため両親との死別、逃れてくる過程での離散等により、子どもは保護者と呼べる人と一緒にいない、もしくは子どもたちだけが残され、年長者が家長とならざる

24参考となる条文

・子どもの売買、子ども買春および子どもポルノグラフィーに関する子どもの権利条約の選択議定書
・子どもの権利条約 18 条 (親の第一次的養育責任と国の援助)、19 条 (親による虐待・放任・搾取からの保護)、20 条 (家庭環境を奪われた子どもの保護)、21 条 (養子縁組)

25参考となる条文

・子どもの権利条約 7 条 (氏名及び国籍についての権利)
・無国籍の削減に関する条約

26参考となる条文

・子どもの権利条約 3 条 (子どもの最善の利益)、12 条 (意見を表明する権利)

を得ない場合が多くあります。保護者がいないために、とりわけ、以下の危険が増大します。

- ✓ 性的な搾取および虐待
- ✓ 軍による徴用
- ✓ 児童労働(里親家族のためのものを含む)
- ✓ 拘禁の危険性、また拘禁された場合に意見表明の機会がなく、拷問など最悪の形態の暴力を受ける危険性が高まる。
- ✓ 差別等により、食料、一時居住場所、住居、保健サービスおよび教育へのアクセスを否定されたりすること。
- ✓ とりわけ、保護者のいない女子および養育者から分離された女子は、ジェンダーにもとづく暴力(ドメスティック・バイオレンスを含む)を受ける危険性が高まる。
- ✓ 適当かつ適切な身分証明、登録、年齢鑑別、書類、家族の追跡、後見制度または法的助言にアクセスできない場合があること。
- ✓ 難民である場合、しばしば、国境上で入国拒否または拘禁の対象とされ、他の場合には、入国を認められても庇護手続へのアクセスを否定されたり、年齢およびジェンダーに配慮した方法で庇護申請を処理されなかったりすること。
- ✓ 家族との再会が困難。
- ✓ 難民として認められても多くの場合、一時的な在留資格(18歳まで等の帰還が限定的である等)しか与えられないこと。
- ✓ 効果的な帰還プログラムが存在しないこと。

そのため、以下の対策が必要です。これらの対策においては、援助実施国における文化・習慣の中で子どもにとって最善の利益になるものを選択する必要があります。

- ✓ 家族の追跡の実施。家族の追跡が終了する前に養子縁組をしないこと。
- ✓ 差別の禁止
- ✓ 子どもの最善の利益を考慮して、対応策を考えること。その中で、国により迅速に権限のある後見人となる人が任命されるよう確保する²⁷。
- ✓ 性的搾取等を目的とする危険から子どもを守ること。(人身売買等の組織犯罪等の情報を子ども・後見人と共有し、それらの脅威から子どもを守る手段

²⁷ 権限のある後見人とは、子どものケアの分野に関する必要な専門性を有していることが求められる。子どもの利益と衝突する可能性がある利益を有する機関または個人は、後見人としての資格を認められるべきではない。また、養育者から分離された子どもの場合、通常は、成人の家族構成員、または主たる養育者ではないが家族的養育者である成人であって子どもとともにいる者が後見人に任命されるべきである。ただし、たとえば子どもとともにいる成人がその子どもを虐待したことがあるなど、それが子どもの最善の利益とならないことを示す事実がある場合はこの限りでない。(子どもの権利委員会 一般的意見6号 (2005年) 出身国外にあって保護者のいない子どもおよび養育者から分離された子どもの取扱い)

を講じる)

- ✓ 後見人の決定等におけるあらゆる段階で、子どもの意見を取り入れる。
- ✓ ノン・ルフルマン(非送還)の原則の徹底。子どもにとって、危険が待ち受ける(食料または保健サービスの供給が不十分、戦闘行為に参加させられる可能性がある)場所へ送り返してはならない²⁸。

② 障がいを持つ子ども

開発途上国の障がい児の大多数は学校に通っておらず、完全に識字能力を欠いているとされています。障がいには身体的なもののみならず、精神的な障がいも含まれます。

障がいを持つ子どもたちについては、以下のようなプロテクション上のリスクがあります。

- ✓ 障がいを持つ子どもの殺害等様々な慣行からの被害(例:文化によってはいずれかの障がいのある子どもが「家系を汚す」不吉な前兆と見なされることもあり、その場合にはコミュニティで指定された特定の人物が組織的に障がい児を殺害されることがある。)
- ✓ 出生登録がされないこと。
- ✓ 虐待(性的虐待を含む。虐待障がい児が虐待の被害者となる確率は[障がいのない子どもの]5倍であるといわれている。)
- ✓ 教育・就労の機会が極めて少ないこと。
- ✓ 強制的不妊手術の慣行が蔓延していること。
- ✓ 最悪の形態の児童労働ならびに麻薬取引および物乞いを含むさまざまな形態の経済的搾取
- ✓ ストリートチルドレンとなること
- ✓ 性的搾取の犠牲となること
- ✓ 親からの分離と施設への強制入所

そのため、以下の対策が必要とされます。

- ✓ 登録及び医療ケアの充実による障がいの早期発見と治療およびリハビリテーションの提供。
- ✓ 親または子どもを養育する保護者への障がいの理解と治療方法についてのトレーニングの実施。
- ✓ 差別のない教育・就労訓練・就労の機会の提供²⁹

28参考となる文書

・子どもの権利条約一般的意見6号(2005年)「出身国外にあって保護者のいない子どもおよび養育者から分離された子どもの取扱い」

29参考となる文書

・子どもの権利条約一般的意見9号(2006年)「障害のある子どもの権利」

③ 以前子ども兵士であった子ども(女子も含む)

子どもの権利条約では子どもの敵対行為への直接参加を禁止しています。国際刑事裁判所設置規定では子どもを徴兵し、敵対行為に参加させるために使用する行為は戦争犯罪として規定されています。しかし、ユニセフの推計によると少年兵は世界で25万人とされており、戦闘行為のみならず強制的に性的搾取の対象として徴用されている女性もいます。子どもの権利条約では、締約国に対して心理的な回復及び社会復帰を促進するための措置を求めています。

子ども兵士の中では実際の戦闘に参加し、残虐行為を行った者も多いため、誘拐や虐待などの被害者であると同時に、犯罪者であるという複雑な側面を持っています。そのため、「人殺し」というレッテルを貼られ、家族や地域社会に受け容れてもらえない元少年兵も多く、帰る居場所がないために孤立化してしまいます。その結果、都市部でストリートチルドレンになり、武装解除が進んでいない場合は再度少年兵としてリクルートされていくことも多いのが現状です。元子ども兵士のためには、以下の活動などが必要とされています。

- ✓ 出身コミュニティで受け入れてもらえるための働きかけ。(地域コミュニティへの説得)
- ✓ 心理的な回復のための治療及びリハビリテーションの提供。
- ✓ 教育機会の提供。
- ✓ 将来、経済的に自立できるための職業訓練及び就労機会の提供³⁰。

④ 子どもだけの家族

※親又は保護者と離ればなれの子どもを参照

3-2. 女性

1) 前書き:なぜ女性のプロテクションが必要なのか?

女性に対する差別は広範に存在しており、窮乏の状況においては女性が食料、健康、教育、雇用のための訓練及び機会、他の必要とするものを受け取る機会が最も少ない状況があります³¹。そのため、特別の保護を必要としています。

【コラム3:人道支援関係者による性的搾取】

2002年10月11日、国連総会は内部監査部による西アフリカ(リベリア、ギニア、シエラ

30 参考となる文書

・子どもの権利条約 38 条 (武力紛争からの保護)、39 条 (回復及び復帰)
・武力紛争への子どもの関与に関する子どもの権利条約の選択議定書 2 条 (徴兵の禁止)、3 条 (志願者の最低年齢)、6 条 3 項 (立法その他の措置)

31 女性差別撤廃条約 前文より

レオネ)の難民の子どもに対する性的暴力・搾取に関する調査を実施、報告書を発表しました³²。この調査は、UNHCRからの依頼に基づくものであり同調査により、人道支援関係者数名による自らの地位を利用した上での受益者への性的搾取が確認され、再発を防止するためのキャンプ運営方法等具体的な勧告が付されています。UNHCRは既に同地域への難民の虐待に対する防止・改善策の骨子を発表しており、主な改善案としては、以下のとおりです。

- ◇ 難民キャンプにおける安全と国際的プレゼンス(職員や事務所の駐在)を増大させる
- ◇ 女性職員を増員配置する
- ◇ 難民がUNHCR上級職員に不平を訴えられる報告体制を確立する
- ◇ 援助職員による虐待をUNHCR上級職員へ報告するよう難民キャンプ指導者に求める
- ◇ 安全とプライバシーを保障するためキャンプの設計を見直す
- ◇ 配給物資やサービスを搾取の道具にされないよう供給体制を改善する
- ◇ 難民に提供される人道支援が最低基準と基本的ニーズを満たすようにする
- ◇ 難民が法体制にアクセスしやすい処置を取る
- ◇ 性的搾取を受けやすい難民少女(片親、保護者の不在、路上生活者など)を特定し、十分な支援、教育、医療、自立のための職業訓練などを受けられるようにする
- ◇ 性的搾取と戦う教育キャンペーンを実行し、その結果を報告する
- ◇ 難民の子どもに、自分たちが有する権利を教える
- ◇ 可能な場合は、難民の自立のために農業用地を提供する
- ◇ 「子どもの権利条約」の実施を各国政府に働きかける(当該3カ国は批准済み)

参考資料: United Nations General Assembly , A/57/465,
(<http://www.unhcr.org/excom/EXCOM/3deb32dd4.pdf>),
<http://www.unhcr.or.jp/news/press/pr020226.html>;

2) 女性のために守られるべきこと

① 教育を受ける機会が男性と同様に確保されること。

✓ また、家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の情報も提供すること³³。

※ 3-1. 子どもの箇所を参照。

② 性的暴力・虐待に遇わないようにすること

(※【コラム 3: 人道支援関係者による性的搾取】を参照)

✓ 子ども・大人両方への啓発・キャンペーン等を通じて家庭の中で虐待が起き

³² “Investigation into sexual exploitation of refugees by aid workers in West Africa Note by the Secretary-General” (A/57/465)

³³ 参考となる条文

・女性差別撤廃条約 10 条 (教育における差別の撤廃)

ないための予防手段を講じる。

- ✓ 暴力・虐待が起きた際の対応者を決めておく。
- ✓ 虐待を受けた子どもは本人の希望も確認した上で、必要に応じて親から離し、保護する必要がある。
- ✓ NGOスタッフが虐待に関与しないよう、契約書・トレーニング等を通じて徹底する³⁴。

③ 働く機会を確保すること

- ✓ 差別されずに、働く機会を確保し、同じ質の仕事に対しては同一の賃金を各所すること³⁵。

④ 物理的な危険(紛争、暴力)からの保護

- ✓ キャンプ内部及び支援実施地において女性が危険にさらされないよう、警備対策を行い、細心の注意を払う³⁶。

⑤ 援助から女性が漏れないこと

- ✓ 配給等から女性が漏れることを防ぐため、登録を通じてニーズを正確に把握すること。
- ✓ 女性が家長である家族が援助から漏れないよう、特別の注意を払うこと。

⑥ 人身売買されないこと

- ✓ 女性が金銭・食料等の引き換えに売買されないよう、登録等を通じて人数を把握し、またキャンプ内及び援助実施地での人の出入りに気を配る³⁷。

⑦ 保健において差別されないこと

- ✓ 保健サービス(家族計画を含む)において、女性が差別されないようにすること。
- ✓ 妊娠、出産、産後の期間中の適当なサービスと妊娠・授乳中の適当な栄養を確保すること³⁸。

³⁴ 参考となる条文

・子どもの権利条約 19 条 (虐待からの保護)、34 条 (性的搾取からの保護)

³⁵ 参考となる条文

・女性差別撤廃条約 11 条 (雇用における差別の撤廃)

³⁶ 参考となる条文

・女性に対する暴力の撤廃に関する宣言

³⁷ 参考となる条文

・女性差別撤廃条約 6 条 (売買・売春からの搾取の禁止)

³⁸ 参考となる条文

・女性差別撤廃条約 12 条 (保健における差別の撤廃)

⑧ 女性の声がプログラムの策定に反映されること

- ✓ プログラムの策定にあたり、女性の声を聞くような機会を設ける。(※アセスメントの項目を参照)
- ✓ 女性の参画する機会、質を高めていくこと。(できれば、会合の 50%が女性であることが望ましい)

3) 特別に注意を要する女性たち

① 1人きりの女性

女性は特に保護が必要な存在とされますが、特に 1人きりの女性の場合、周囲に本人を守り、その社会的・経済的状況に目を配る人物が不在であるために、1人で全ての行為を行わなければなりません。しかし、伝統的に女性の地位が男性のそれよりも低い地域や国である場合、女性の多くは、家庭の外での経済活動や教育、公共施設へのアクセスを自身でしてきた経験がない、若しくは女性がそのような行動をすることが制限されてきたために、1人になったとしても必要な行動をとることができないことがあります。必要な行動がとれないことは、本人の生活に悪影響を及ぼすことになりかねません。

また、そうである場合、女性が教育を十分に受けていない場合も多くあります。その場合、たとえ収入創出活動をしたくても、必要な知識やスキルが無いために、未熟練労働に従事せざるを得ず、その生活水準が落ち込む可能性があります。さらに、収入や食べ物などを獲得するために性産業に従事する可能性も否定できません。反対に、1人である状況から脱するために、一夫多妻制をとる地域では第二、第三夫人として生活の保護を得ようとすることもあります。

こうした 1人の女性を取り巻く問題は、経済活動に限りません。一人であるために犯罪に巻き込まれる可能性もあります。保護者がいないことで、レイプ等暴力の対象となったりすることもあります。また、難民キャンプでは、伝統的に男性が家長として想定されている場合、女性であるために適切な登録をされず、結果的に必要な救援物資が手に入らないことも考える必要があるでしょう。

② 家長である女性(特に最近なった女性)

紛争下では、両親や夫が殺害または行方不明になったために、残された家族の面倒を年長の女性が見なくてはならないことがあります。たとえば、1994年のルワンダ内戦では 1週間で 80万人が殺害されましたが、その際に両親や夫を殺害され、残された幼い兄弟や子どもを、若い女性が守らなければならなくなったケースが多く報告されました。中には、避難の途中でレイプされ、妊娠・出産した人も多くいます。

1998年の時点で、ルワンダには、両親が殺されたか行方不明になったため、家族の面倒をみている子どもが推定 6万人いました。UNICEFとワールド・ビジョンの調査報告では、このうち過半数は少女で、彼女たちを含む幼い「家長」に養われている子どもの数はその当時 30万人を超えていたとされています。彼／女らは、教育や保健医療を受けておらず、性的虐待の対象となったり、

両親が残した土地や家の相続を認められていないことが報告されました³⁹。

③ 障がいを持つ女性

障がいを持つ女性である場合、もともと家の外で活動することがあまり無いために、気づかれない場合が多くあります。また、女性の特有の病気の存在が公に語られることを善しとしない、社会環境の場合、問題が表面化することが滅多に無く、援助関係者の間で気付かれない可能性も高いです。加えて、家庭の内外での暴力、性的な搾取等にさらされやすいとされています。

また、保護を必要とするような緊急事態では、女性の特有のニーズが重要視されないために、出産や女性の病気などで、問題が深刻化することもあります⁴⁰。

④ 性的暴力を受けた女性

性的暴力と行った場合に、主なものとしてはレイプ(強姦)があげられます。

性暴力の問題が公の場で語られ出したのは、この 10 年余りです。それまで女性たちは名乗り出ることができず、また名乗ったとしても、刑事司法上加害者が裁かれることは困難でした。また、いまだに地域によって、レイプはその女性個人への犯罪とは考えられず、むしろ警察へ被害を訴えた女性が「姦通罪」や「売春」として罪に問われる、複数人の承認を必要とする等救済を得られないのみならず処罰の対象となる場合もあります。また被害者は親族もしくは周囲から保護よりも差別を受けることが多く、被害を公にできないことも多くあります。

こうした性暴力は、紛争時では特に顕著です。ルワンダや旧ユーゴスラビアでは、組織的暴力として女性へのレイプが行われ、女性や彼女のコミュニティーへ精神的ダメージを与えることが試みられました。この性暴力は、反政府軍などだけではなく、時には政府軍や警察によっても、反体制側の女性にダメージを与えるために、行われることがあります。

⑤ 妊娠中の女性

妊娠中、及び授乳中の女性の場合は身体的な負担があり、特別の保護を必要としています。とりわけ、妊娠中及び授乳の期間中は適当な栄養を確保する必要があります。また、妊娠・出産・産後の期間には、適当なサービス(必要な場合には無料にする)が提供される必要があります⁴¹。

【コラム:4】 子どもの強制結婚(Forced Marriage)

世界各地では、子どもの強制売春(forced prostitution)と並び、子どもの望まない結婚(forced marriage)が行われています。多くの場合は年齢や容姿、処女であるかどうかを基準に値

³⁹ UNHCR 「ある女性の運命」『難民Refugees』1998 年第 4 号、18 頁。

⁴⁰ 参考となる条文

・ 障害のある人の権利に関する国際条約 (前文)

⁴¹ 参考となる条文

・ 女性差別撤廃条約第 12 条

がつけられています。南部スーダンでは、1986年から2002年にかけて、14000人以上が誘拐され、奴隷として売買されたと報告されており、そのうち女性や少女はレイプや強制結婚の対象ともなっているとされています⁴²。少女の親は牛などの家畜を対価として得ることもあり、女性は「商品」としての地位にあるといえます。また、南アジアやアフリカ諸国の慣習では娘を結婚させる際に夫が払う持参金(ダウリー)として、新婦の側から、新郎の家族に支払われることもあります。その際に金額が不十分だったり未払いの場合、報復として花嫁が虐待されたり殺されることもあります。これらの慣習を続ける国では、ダウリーが「伝統」であることを強調しており、女性の人権侵害、犯罪行為と主張する側と対立しています。

こうした状況は、女性の地位が相対的に低く、女性が男性に服従することが社会慣習上求められている状況に起因しているといえます。さらに、女性の就業率が低い上に、女性の稼働所得が男性のそれよりも低いために、女性の自立が妨げられ、夫や父親に従属せざるを得ない状況が生じていることも関係しているといえます⁴³。強制結婚が彼女たちの生活を守護する両親などによって決定されるために、彼女たちはそこから逃れる術を知らないことが多いです。国連の規約人権委員会は、スーダンにおける強制結婚に対し、女性の自由意志に基づいて結婚できる権利および結婚できる最低年齢を設定する必要があるとしてスーダン政府へ対して改善を求めました⁴⁴。2006年11月現在南スーダンでは、18歳以下の結婚を制限する法律の策定も進められていません。

また、先進国でも、強制結婚から逃れて難民申請をした少女または若い女性を受け入れるケースもあります。1999年のカナダの判例では、10歳のときに婚約させられ、結婚のために誘拐する目的で暴力行為を振るわれたアルバニア女性が、強制結婚を理由に難民認定が認められました(T97-06758)。難民認定の決定において、10歳のときの強制的な婚約は、世界人権宣言及び国際自由権規約に違反していると判断し、強制的な婚約を防ぐための国家による保護が提供されなかったことから、本人の難民性が認められました。

⁴² <http://www.antislavery.org/homepage/antislavery/award/slaverysudan2006.htm>

⁴³ Human Rights Watch, *The Human Rights Watch Global Report on Women's Human Rights*, 1995, p.196.

⁴⁴ ICCPR (International covenant on civil and political rights), CCPR/C/79/Add.85, "Consideration of Reports Submitted by States Parties under Article 40 of the Covenant", 11 November 1999, para. 11.

【コラム5:GBV(ジェンダーに基づく暴力)】

女性差別撤廃委員会は、「ジェンダーに基づく暴力 (gender-based violence; 以下GBV)」について、「ジェンダーに基づく暴力、すなわち、女性であることを理由として女性に対して向けられる暴力、あるいは、女性に対して過度に影響を及ぼす暴力を含む」⁴⁵とし、差別の一形態であると定義しています。この暴力には身体的、精神的、あるいは性的に有害な行為や苦痛、そのような行為による脅威、強制やその他自由の剥奪の行為を指すとされます⁴⁶。1993年の女性に対する暴力に関する宣言第1条は、女性に対する暴力を、「性に基づく暴力行為であって、公的生活で起こるか私的生活で起こるかを問わず、女性に対する身体的、性的若しくは心理的危害または苦痛(かかる行為の威嚇を含む)、強制または恣意的な自由の剥奪となる、または、なるおそれのあるものをいう」と規定しています。さらに、第2条で、女性に対する暴力を以下の3つに分類しています。

- (a) 家庭で発生する暴力: 殴打、世帯内での女兒に対する性的虐待、持参金に関連する暴力、夫婦間における同意無き性行為、女性の生殖器切除およびその他の女性に有害な伝統的慣行、非夫婦間の暴力および搾取に関連する暴力
- (b) 社会で発生する身体的、性的および心理的暴力: 職場、教育施設およびその他の場所における強姦、性的虐待、セクシュアル・ハラスメントおよび脅迫、女性の売買および強制売春
- (c) 国家によって行なわれるまたは許容された身体的、性的および心理的暴力

性やジェンダーに基づく暴力は、家庭やコミュニティー、文化などさまざまな場面で発生しえるものです。例えば、以下の事例が該当します。

- 同意に基づかない性行為
- 未成年者との性行為
- レイプ
- 強制結婚
- FGM(女性性器切除)
- 非自発的な売春
- 家庭内での虐待
- セクシュアル・ハラスメント

これらの行為が発生する原因はさまざまですが、概して、ジェンダー不平等や男性による権力の固持、人権への尊重意識の欠如が見られる社会で多く発生していると考えられています。武力紛争や紛争下では、女性や子どもはまたこれらの暴力の危険性に晒されることとなります。

⁴⁵ 一般勧告第19号 女性に対する暴力 (第11回会期、1992年)

⁴⁶ UNHCR, *Sexual and Gender-Based Violence against Refugees, Returnees and Internally Displaced Persons: Guidelines for Prevention and Response* (2003), pp.10-11.

【コラム6:FGM(女性性器切除)】

WHO(世界保健機構)はFGM(Female Genital Mutilation)を「文化的或いは非治療的理由により女性外性器の一部または全体の切除や、女性性器その他の損傷を含めたすべての処置」と定義しています⁴⁷。アフリカ28カ国やバーレーン、イエメン、オマーン、アラブ首長国連邦など中東諸国、インドネシア、マレーシア、スリランカなど一部のアジア諸国で実施されており、WHOの推定では1億から1億4000万人の少女がFGMの犠牲になっていると考えられます⁴⁸。FGMは多くの場合は5歳前後から14歳まで、あるいは生後7日から結婚前までの若い女性を対象に実施され、主に専門的な施術師や助産婦によって実施されます。例えばエジプトでは医師によって実施されているために、衛生的環境で実施されていることもありますが、女性に対して行われる暴力であるという意味では変わりはありません。

FGMはかつて女子割礼(Female Circumcision)と呼ばれたこともあります。しかし男子割礼(male circumcision)と混同する上に、FGMの本質を損なうものであるとして、現在では多くの機関でFGMという用語が定着しています。FGMは女性に対する差別であり、リプロダクティブ・ヘルスの破壊であるのみならず、女性を肉体的にはもちろんのこと精神的にも傷つける暴力です⁴⁹⁵⁰(以下の事例参照)。

FGMは、世界人権宣言前文、国連憲章第1条3項、第55条c、女性差別撤廃条約前文、第1条、第2条、第3条、第4条、子どもの権利条約前文、第24条、拷問禁止条約前文などに規定される性差別禁止規定、世界人権宣言1条、3条、25条、女性差別撤廃条約1条、2条(a)、子どもの権利条約19条1項などにある生命および身体的尊厳／健康的な生活を送る権利、および拷問等禁止条約に記載される拷問の禁止にも該当すると考えられます。特に子どもの権利条約

⁴⁷ WHOはさらにFGMを以下の4つのタイプに分類しています。

タイプ1：陰核切除(Clitoridectomy)：クリトリスの一部或いは全体の切除を伴う包皮の切除手術

タイプ2：切除(Excision)：小陰唇の一部或いは全体の切除を伴う包皮及びクリトリスの切除手術

タイプ3：縫合(Infibulation)：クリトリス、小陰唇、外陰唇の一部或いは全体を切除した後、膣口を縫合して狭める手術

タイプ4：未分類(Unclassified)：女性外性器の一部或いは全体の除去を含むその他の方法や、文化的或いは非治療的理由から女性器を傷つける方法

⁴⁸ UNICEF Innocenti Research Centre, *Innocenti Digest: Changing A Harmful Social Convention: Female Genital Mutilation/Cutting*, 2005, p.3.

⁴⁹ GM 廃絶運動団体インター・アフリカン・コミッティ (IAC)の見解。IACはアフリカ28カ国のFGM廃絶運動団体のネットワーク。

⁵⁰ FGMの後遺症としては初期の副作用として出血、ショック・感染症の発生・排尿が困難になる場合などがある。出血によるショック死も多く報告されているが、両親が遺体を引き取って姿をくらましてしまう場合も多い。長期的後遺症としては、出血が継続的に起きたり、失禁する場合や、医学的知識が無い者が手術をすることで、周辺組織を傷つけてしまい、ケロイド形成や感染症を引き起こす場合や、その苦痛ゆえに性行為がなかなかできなかつたり、出産時にひどい苦痛となる。特にタイプ3を行う国では、出産で一度縫合した部分を切開して子供を取り出すのだが、うまくいかず、数日かかった上に子どもも死亡し、母親も出血多量で死亡してしまうケースが報告されている。WHOが2001年、2003年に6カ国(ブルキナファソ、ガーナ、ケニア、ナイジェリア、セネガル、スーダン)の28の産婦人科施設で28,393名の妊婦を対象に行った調査ではFGMが出産に与える悪影響について報告されている。また、近年ではHIV/AIDSへの感染問題も指摘される。

See, WHO, "Female genital mutilation and obstetric outcome: WHO collaborative prospective study in six African countries," *Lancet* 2006; 367: 1835-41.

24 条は、伝統的に有害な慣習の廃絶を各国政府に求めており、各国政府も FGM が主に成人前の 18 歳未満の少女に施されることから、大人の保護を必要とする子どもの権利を侵害しているとして、その廃絶を強く主張しています。

現在 FGM は難民の定義の中核を構成する迫害としても認識されており、FGM を拒否した女性が帰国後の迫害のおそれを主張し、欧米諸国で認められたケースが複数あります。

【ケース:学校に通えなくなった少女】

アメリカの NGO「Equality Now」は、12 歳のマリ出身の少女 Fanta のケースを紹介しています。Fanta は、5 歳のときに母国マリで FGM の手術を受けたために、尿道を傷つけ、少女の成長にも著しく影響を与えました。また、尿道が傷ついたために失禁を繰り返すことになり、その「匂い」に対して同級生から苦情が出たために、Fanta は学校に通うことができなくなってしまいました。村で、Fanta は慢性的な失禁によって汚れてしまう自分の衣類を洗うのに、多くの時間を使っています。矯正外科手術以外に彼女の状況を改善する手立ては無い上に、彼女が教育を受けていないことも重なり、彼女の将来は不透明です。

参考: Equality Now, “Mali: Calling for a Law Against Female Genital Mutilation (FGMM),” Women’s Action 25.1 (July 2004).

3-3. 難民・国内避難民

1) 前書き:なぜ難民のプロテクションが必要なのか？

難民とは、自国で保護が受けられず、人種・宗教・政治的意見等を理由とする迫害をおそれて国外に逃れた人をさします。難民は自国の政府による保護が受けられないために、逃れた先で、他の国によって保護される必要があります。

通常、難民とは避難国政府による個別の審査を経てその地位が宣言されるものですが、大量に難民が発生した場合には、Prima Facie(一見して明白な)難民として、保護の対象とする場合もあります。

一方、国内避難民は様々な理由から国境を越えられずに、故郷を逃れたものの自国の国境内にとどまっている人たちを指します。逃れた理由としては難民よりも広く、天災や紛争も含まれます。

【難民と国内避難民の定義等の違い】

	規定されている文書	定義	プロテクションに関して参照されるべき条約／法律	プロテクション主担当国連機関
難民	・難民条約	<input checked="" type="checkbox"/> 個人	<input checked="" type="checkbox"/> 避難先の	UNHCR

	<p>・難民議定書</p> <p>※アフリカにおいては「アフリカにおける難民問題の特殊な側面を規定するアフリカ統一機構条約」(OAU 条約)が適用される場合がある。</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 国外にいること</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 以下の理由による迫害のおそれがあること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人種 ・宗教 ・国籍 ・特定の社会的集団 ・政治的意見 <p>※OAU 条約では加えて、外部からの侵略、占領、外国の支配等を難民の理由として加えている。</p>	<p>国で批准／加入されている条約(とりわけ、難民条約、人権条約)</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 避難先の国の法律</p>	
国内避難民	国内避難民に関する指針	<p><input checked="" type="checkbox"/> 個人もしくは集団</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 国内にいること</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 以下の理由により逃れていること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・武力紛争 ・一般化した暴力状態 ・人権侵害 ・自然もしくは人為的災害 	<p><input checked="" type="checkbox"/> とどまっている国内で批准／加入されている国際人権条約</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> とどまっている国内の法律</p>	<p>クラスターアプローチの中でUNHCRもしくはユニセフが実施する。(例:パキスタン大地震の際はユニセフ)</p>

【難民になれない人】

- ・保護するに値しない人: 平和に対する犯罪、戦争犯罪及び人道に対する犯罪を行った人
- ・難民として避難する前に重大な犯罪(政治犯罪を除く)を行った人
- ・国際連合の目的及び原則に反する行為を行った人。

【難民としての保護が終わる人】

- ・新しい国籍を得た人
- ・難民である根拠となった事項が消滅した人(例: 迫害を受けていた軍事政権の終了等。)⁵¹

2) 難民のために守られるべきこと

難民のために守られるべきこととして、以下のことが上げられます。これらは特筆されていない

⁵¹参考となる条文

- ・難民条約1条C(停止条項)
- ・難民条約1条F(除外条項)
- ・国際刑事裁判所設置規定8条(戦争犯罪)

い限り、支援実施NGOによって提供されるというよりは、受け入れ国の政府当局によって本来であれば守られるべき原則がほとんどです。例えば、就労の権利等、大量難民を受け入れ失業率が高い国にとっては補償することに高いハードルがある場合もあり、守られていない国があるのが現状です。このような場合は関係機関と連携し、できる限り原則が守られるよう、NGOとして当局へ働きかけ、説得を続けるのもプロテクションの活動の一種といえます。

① 本人の意志に反して迫害が待ち受ける国へ送還されないこと(ノン・ルフルマンの原則)

- ✓ 難民受け入れ国の政府当局が政情不安や難民の大量流入を恐れて、厳しすぎる国境管理をしないよう、働きかける必要があります。
- ✓ 支援実施機関としても、非送還を実質的に確保するため、食料等支援の不十分さにより帰還せざるを得ないような状況を作らないことも求められます

⁵²。

② 生きていくための生活の保障がなされること

- ✓ 避難国／先での生活が保障されるようにすること。(配給、住居、公教育等の保障)
- ✓ 保護、生活物資を要求しただけで罰せられないこと。
- ✓ 上記の保障は宗教、人種等の差別なく適用されること⁵³。

③ 違法に入国したことのみをもって罰せられないこと

- ✓ 難民は逃れざるを得なかった人たちであるので、パスポート、VISAの不備等で違法に入国したことのみをもって当局に罰せられてはならないこと⁵⁴。

④ 移動の自由を不当に制限されないこと

- ✓ 事業実施地域において、難民の移動の自由(例:キャンプの外に出てはいけない)を不当に制限しないこと。
- ✓ とりわけ、難民であること、避難のために用いた入国手段を理由に不当に拘禁されてはならないこと。
- ✓ 法律の手続きにより拘禁された場合には、放免されるように支援機関として

⁵²参考となる条文

- ・ 難民条約 33 条 (追放・送還の禁止)
- ・ 拷問等禁止条約 3 条 (追放・送還の禁止)
- ・ 子どもの権利条約 22 条 (難民である子どもの保護)
- ・ 国内避難民に関する指針 原則 6

⁵³参考となる条文

- ・ 難民条約 3 条～33 条 (追放・送還の禁止)
- ・ 国内避難民に関する指針 原則 3

⁵⁴参考となる条文

- ・ 難民条約 31 条 (避難国に不法にいる難民)

当局へ働きかけることもできます⁵⁵。

⑤ 働くことを認められること(特に自営業)

- ✓ すべての難民へ対して働く権利を認めること。
- ✓ 難民に対して、当局は独立して農業、工業、手工業及び商業に従事する権利についてできる限り有利な待遇を保障する⁵⁶。

⑥ 物理的な安全が確保されること(例:越境攻撃等)

- ✓ キャンプ内部及び支援実施地域にて、難民が越境攻撃等の危険にさらされないよう、支援実施機関として最新の注意を払う。

3) 特別に注意を要する難民たち

① 女性、子ども等を含む特に弱い立場にある難民

- ✓ 女性、子どもの状況に応じた保護が与えられる必要がある。
- ※ 女性・子どもの箇所を参照。

② 障がい・病気のある難民

- ✓ 障がい・病気が的確に把握され、適切な治療が提供される必要がある⁵⁷。
- ※ 障がい・病気のある人の箇所を参照。

③ 迫害により特別な傷(肉体・精神的)をおっている難民

- ✓ 拷問等出身国における迫害によって、肉体的・精神的に傷が生じるという特殊性を理解した上で、適切な治療が提供される必要がある。

④ マイノリティ(民族・宗教等)の難民

- ✓ 他の大多数の民族と比べて、差別が起きないように、とりわけ配給等から求められることがないように注意を払う必要がある。

55 参考となる条文

- ・自由権規約9条(身体的自由及び逮捕又は抑留の手續)
- ・子どもの権利条約37条(自由を奪われた子どもの取り扱い)
- ・難民条約31条(避難国に不法にいる難民)

56 参考となる条文

- ・社会権規約6条(労働の権利)
- ・難民条約17条(賃金が払われる職業)、18条(自営業)、19条(自由業)

57参考となる条文

- ・ジュネーブ第4条約16条(特別の保護・尊重)、17条(避難及び通過のための現地協定)、18条(文民病院)、19条(文民病院の保護)
- ・ジュネーブ諸条約第一追加議定書8条~20条(傷者、病者及び難船者)、21条~31条(医療用輸送)
- ・ジュネーブ諸条約第二追加議定書7条~12条(傷者、病者及び難船者)

- ✓ 自身の信仰、文化、習慣等を実施できるよう確保する。
- ※ マイノリティの箇所を参照。

⑤ 孤独な難民(都市難民、コミュニティにアクセスできない等)

難民キャンプ等での配給と違い、都市の中でばらばらに住んでいることが多く、実態が把握しにくい現状があります。

- ✓ 情報・支援が平等に行きわたるよう、支援から漏れてしまう人を作らないようにアクセスの確保等を配慮する。(例として、支援 NGO へ来られるよう交通費の支給、家庭訪問の実施等があげられます。)

⑥ 収容されている(移動の自由がない)難民

- ✓ 収容施設の状況が、国際的な基準にあっているかどうか、確認し、あっていない場合に改善を働きかける。
- ✓ モニタリングが行き届かない場合に、強制送還等の危険が増すことに配慮する⁵⁸。

⑦ 国境付近にいる難民

逃れることを希望している人が、国境上でその旨を避難先の国の当局担当者へ申し入れ、保護が与えられるように確保する必要があります。

- ✓ 国境上で、避難を希望している人が意思に反して送り返されることがないように、モニタリングを行うこともできる⁵⁹。

3-4. マイノリティ(社会的少数者)

1) 前書き:なぜ、マイノリティのプロテクションが重要なのか?

マイノリティは、国民、民族、宗教、言語等で社会的な少数者に属する人たちのことを指します。社会の大多数の人たちとは異なる独自の法、価値、慣行等を持つが、それが社会において認められていないことが多く、またその国の大多数の人たちよりも人権が保障されないことが多いです。

また、不可触民等援助実施地域でタブーと見られていたり、民間から厳しい差別にさらされ

⁵⁸参考となる条文等

- ・自由権規約 10 条 (自由を奪われたもの及び被告人の取扱い)
- ・拷問等禁止条約
- ・被拘禁者取扱いのための標準最低規則 (被拘禁者取扱い最低規則)
- ・あらゆる形態の抑留又は拘禁の下にあるすべての者の保護のための諸原則 (被拘禁者保護原則)

⁵⁹参考となる条文

- ・難民条約 33 条 (追放・送還の禁止)
- ・拷問等禁止条約 3 条 (追放・送還の禁止)
- ・子どもの権利条約 22 条 (難民である子どもの保護)

ているため、外国人である援助関係者からは一見して見えにくいマイノリティの人たちもいます。そのような人たちが最もプロテクションを必要としている人たちであり、見えにくい人たちを常に探していく努力も求められることがあります。

1) マイノリティのために守られるべきこと

- ① 嫌がらせを受けないようにすること。
 - ✓ マイノリティである背景を理由に、嫌がらせや差別的な発言を受けないよう確保する。
 - ✓ とりわけ、人種差別の扇動、暴力行為が起こらないように確保する⁶⁰。
- ② 支援への平等なアクセスを確保すること。
 - ✓ 差別のない、支援への平等なアクセスを確保する⁶¹。
- ③ マイノリティ固有の文化・宗教・言語等を尊重すること。
 - ✓ 自己の文化の享有、自己の宗教の実践、自己の言語を使用する権利を確保すること。
 - ✓ これらの権利の実施については、自身の判断にゆだねることが原則です。
 - ✓ 民族教育の権利(自己の民族のための私立教育施設の設立・運営)を認めること⁶²。
- ④ その国で保障されている権利の行使において差別されないこと。(参政権、選挙権、裁判を受ける権利、教育等)
 - ✓ 裁判所での平等な取扱い、暴力からの保護、政治的権利の行使、他の市民的権利(移動の自由、自国に戻る権利、国籍への権利、結婚、相続等)
 - ✓ 社会的権利(職業の選択、住居についての権利、医療を受ける権利等)⁶³
- ⑤ 適正な保障なしに土地を奪われないこと
 - ✓ 先住民族がその土地または地域から強制的に立ち退かされてはならない。
 - ✓ 先住民族は伝統的に利用してきた土地を所有し、開発し、管理する権利を

60参考となる条文等

・ 人種差別撤廃条約 4 条 (人種優越主義に基づく差別と扇動の禁止)
・ 国民的又は種族的、宗教的及び言語的少数者に属する者の権利に関する宣言 (少数者の権利宣言)

61参考となる条文

・ 人種差別撤廃条約 5 条 (法律の前の平等、権利享有の無差別)

62参考となる条文等

・ 国民的又は種族的、宗教的及び言語的少数者に属する者の権利に関する宣言 (少数者の権利宣言)
・ 民族的少数者の保護のための枠組条約 (ヨーロッパ民族的少数者枠組条約)

63参考となる条文等

・ 人種差別撤廃条約 5 条 (法律の前の平等、権利享有の無差別)

侵害されない⁶⁴。

3) 特別に注意を要するマイノリティ

- ① 滞在している国で法的に処罰対象となる信仰、慣習、民族等を持つ／属するマイノリティ
滞在している国で、法的に認められない宗教(例えば、異端と宣言されている宗派に所属している宗教的マイノリティ等)はその行為が見つかった時点で民間からのいじめ、虐待等にあう可能性もありますし、滞在国にて罰せられる可能性もあります。そのため、できるだけ安全な場所を確保し、希望する行為を継続できるような配慮が求められます。
- ② 滞在している国で法的に滞在が認められていない(登録されない)マイノリティ
例えば、滞在している国において、その国教を信仰していないため、国民として認知されず、国籍がなく、子どもの出生も登録されないという場合があります。無国籍として戻るべき国もなくなってしまう場合があります。このような場合でも、無国籍とならないよう当該国へ働きかけることが重要です。
- ③ 滞在している国で国家による保護を受けられず、民間において過酷な差別を受けているマイノリティ
例えば不可触民等、法律においては差別を禁止しているものの、慣習等によって民間から強い差別を受けている人たちが存在します。そのような人たちが、差別なく、支援を受け取ることができるよう、支援へのアクセスを確保することが重要です。

3-5: 障がい者

1) 前書き: なぜ、障がい者のプロテクションが重要なのか?

「障がい者」という用語は、先天性であると否とを問わず、その身体的又は精神的能力の不全のために、通常的生活を自身で送ることに困難がある人を指します⁶⁵。とりわけ人道支援を必要とする地域では、紛争、地雷、また地震等により多くの障がい者が後天的に生み出されてしまう現状があります。

2) 障がい者のために守られるべきこと

- ① 搾取、差別的虐待、過酷な取扱い等から守られること。
 - ✓ 障がいを理由に上記のような取扱いを誰からも受けることがないよう防止するためのすべての適当な措置をとる⁶⁶。
- ② コミュニティの一員として暮らし、社会的活動に参加する権利が確保されること。
 - ✓ コミュニティの中で障がい者のみが隔離されず、障がいがない人とともに暮らし、

⁶⁴参考となる条文等

・先住民族の権利に関する国際連合宣言案

⁶⁵ 障害者の権利に関する宣言 (障害者権利宣言)

⁶⁶ 参考となる条文

国連障害者の権利条約第 16 条

社会的な活動に参加していけるよう確保する⁶⁷。

③ 支援への平等なアクセスを確保すること。

- ✓ 障がいのある人が、障がいを理由に支援から排除されず、適切な安全な水、食料、衣料、住居が提供され、個々の障がいのニーズに応じた支援が受けられるよう確保されること。⁶⁸

④ 社会の中において不当な差別を受けないこと(就職、結婚等)⁶⁹

- ✓ 障がいのある人が、差別をされずに、一人の人として平等に扱われるよう確保されること。

3) 特別に注意を要する障がい者の人たち

- ① これまでに挙げられたそれぞれの社会的弱者の人たち(女性、子ども、マイノリティ、高齢者等)の中で、さらに障がい者である人たちが最も弱く、複合差別によってより弱い立場におかれることに注意が必要です⁷⁰。

【コラム7: 疾病者の権利】

HIV/AIDSについては多くのガイドライン等ができています。その三箇条について紹介し、他の疾病についても、同じような原則ができるだけ確保されることが重要です。

- ① 感染症については絶対に強制的な検査を行わず、検査については本人の十分な合意に基づくものとする。
- ② すべての支援において本人への相談を実施し、守秘義務を厳守すること。
- ③ 病気(とりわけ感染症)を理由にして支援が拒まれることがないように確保すること⁷¹。

3-6: 高齢者

1) 前書き: なぜ、高齢者のプロテクションが重要なのか?

世界保健機構(WHO)では 65 歳以上の人のことを高齢者としています。しかし、人道支援が実施されるような地域においては、55 歳以上等と引き下げられている地域も多いです(例:南スーダン)。高齢者の人たちは、加齢に伴う運動機能の衰えや、老衰に伴う記憶力の減退等により特別

67 参考となる条文

国連障害者の権利条約第 19 条

68 参考となる条文

国連障害者の権利条約 28 条

69 参考となる条文

経済的、社会的および文化的権利に関する国際規約に関する一般的意見第 5 号

国連障害者の権利条約第 5 条

70 参考となる条文

国連障害者の権利条約第 6 条、第 7 条

71 参考になる条文

国連・子どもの権利委員会 一般的意見第 3 号 (2003年) HIV/AIDS

の配慮を必要としています。一方で、高齢者はその知識量や高齢であること自体に対して尊重されることも多く、コミュニティへの貢献に対して大きな可能性を持っています。

2) 高齢者のために守られるべきこと

- ① 高齢者特有のニーズに合った支援を受けられること
 - ✓ 例えば、加齢により歯がない(弱い)ために通常の配給される食糧が食べられない、歩くのに困難があるため椅子(車椅子)が必要、といった自身のニーズに合わせた支援を受けることができるようになること。
- ② 虐待からの保護
 - ✓ 尊厳及び保障を持って、肉体的・精神的虐待から解放された生活を送ることができる
- ③ 支援への平等なアクセスを確保すること。
 - ✓ 年齢、性別、人種、民族的背景、障がい等に関わらず公平に扱われ、支援が平等にいきわたるよう確保されること。
 - ✓ とりわけ、自宅の中で寝たきり、配給に歩いてこれられない等の高齢者のために実質的なアクセスの確保が必要となる⁷²。

3) 特別に注意を要する高齢者たち

- ① 1人きりの高齢者。
 - 世話をすることができる大人に同伴されておらず、一人きりである場合に、援助から漏れやすい状況となる。
 - また、周囲からもサポートされず、孤独感に苦しむ場合もある。
- ② 孫を育てている高齢者。
 - 紛争、HIV/AIDS 等により両親をなくした孫を育てている場合があり、高齢者に負担がかかりやすい状況が生まれる。
- ③ 障がい／病気を持っている高齢者。
 - 支援へのアクセス、及び高齢者のニーズに対応した支援が受けにくい状況が生まれる。また、高齢者に特有の病気等はとかくアセスメント等の中で見落とされやすいため、注意が必要。

4. 処方箋

- ① 登録⁷³
 - 登録は送還の防止、少年兵を含む強制徴収の防止、基本的な権利へのアクセス

72 参考となる条文等

・「高齢者のための国連原則」

73 参考となる文書

・ Conclusion on Registration of Refugees and Asylum-seekers (No. 91 (LII) - 2001)

の確保、家族の再統合、特別に配慮を要するかどうかの把握をする上で非常に有効な手段です。

- そのため、できるだけ多くの情報を得て、受益者の特別の保護の必要性が判断できるようにする必要があります。
- 障がい・病気(精神的な障がいも含む)と治療の有無を把握し、医療的なケアが必要な場合は、すぐに照会できるよう手配する。
- キャンプの入所時のみで登録を終えるのではなく、出生時等必要な登録を通じて、前述してきた特別な配慮を要する人を把握し、ニーズを踏まえた適切な情報を得、管理できるようにする。
- 子どもについては特に以下の情報を得て、プロテクション上のリスクを判断できるようにする。
 - ✓ 家族、保護者の有無(保護者搜索の必要性の有無)
- 新生児が差別なく、もれなく政府機関及び援助機関担当機関によって登録されることを確認します。
- 女性への登録は、女性のニーズを把握するために、できる限り女性によって行われるよう確保します。
- 難民については戦闘員と非戦闘員の区別をつけることが重要。
 - ✓ 戦闘員であり、戦争犯罪に関わった人は難民としての保護を受けることができません。
- マイノリティについては、本人の背景を詳細に聞き出していくこと自体が、差別や不要な軋轢を生むことがあり、登録する項目自体の注意が必要です。
- 担当者への事前のトレーニング(差別や偏見が禁止されていることについて)及び守秘義務を徹底する場合があります。

② 差別なく必要な支援を得られるようにする。

- すべての人が差別なく、必要な配給を得られるよう確保します。
- 他の人道支援対象者と同等の支援が受けられているか、支援内容に差別がないかといったことを適宜モニタリング等を通じて確認していくことも有効な手段です。

③ 配慮を要する人たちにとって安全な場所を確保する

- 滞在するキャンプもしくは住居地の治安を確保します。
- プライバシーをできるだけ確保します。(環境整備とのバランスを配慮する。)
- 子どもだけで安全に集い、遊べることができる場所を作ることも、子どものプロテクションの上で効果的です。(NGO 等による子どものための遊び場の取り組みが上げられます。)
- 女性だけで安全に集い、情報交換等を行うことができる場所を作ることも、女性の

プロテクションの上で効果的です。(多くの場合、キッチン、洗濯場等がそれにあたる)

- ④ 性的搾取・虐待が起こりにくい環境整備をする(トイレ・シャワー等の配置場所の配慮、ライトの設置等)
- トイレ・シャワーの利用の際、十分なプライバシーを確保しつつ、すべての人が安心して利用することができるよう(とりわけ、性的搾取等問題があったときに外部からの監視の目が届くよう)配慮した環境整備を行う。
- ⑤ 問題が起きた場合に逃げ込むことができる場所・人・手段を確保する。
- 女性・子ども等への暴力に関して問題が起きたときに被害者が、まず逃げ込むことができる場所を確保します。(医療クリニックや子どものための場所、女性のためのセンターが挙げられる。)その場所では、プロテクションを担当するスタッフが事実を確定し、必要に応じて医療スタッフへ(治療、及び希望に応じて事実の確定)照会する。また、プロテクションもしくは責任者より、関係機関へ通知をすることも必要です。
 - 女性からの訴えについては、女性のスタッフが担当する必要があります。
 - そのほか、暴力のみならず差別や深刻な人権侵害が起きた場合に通報する先を確保しておくことが必要です。
 - マイノリティ等政府から認められていない存在である場合、当局が事件を扱うことを手助けするために、照会をすることも有効な手段です。
 - 通報の際に、障がい・高齢者の状況等に応じたアクセシビリティを確保することも重要です。
- ⑥ 感染症の防止
- あらゆる感染症を防止するため、ワクチンの接種、啓発活動等を通じて適切な措置をとる必要があります。
- ⑦ 自身の持つ権利についてコミュニティ(受益者自身も含む)へ伝えていく
- 自身が持つ権利・義務について、また権利が侵害されたときの回復を得られる手段について理解可能な手段で、教育や情報キャンペーン等を通じて伝えていく。
 - また、コミュニティ全員でも共有できるような取り組みをしていく。とりわけ偏見を無くし、障がい者・子ども・女性等にとって有害な慣習を減らしていく方向性を持つことも重要です⁷⁴。

⁷⁴参考となる条文
国連障害者の権利条約第8条

- ◇ 一例としては、援助実施国における「子どもの日」、「女性の日」等を有効に使い、セレモニーをする、わかりやすい小冊子を作る等が挙げられます。
- 難民・避難民の状況等を伝え、受け入れコミュニティにおいて理解を促進し、協力を得やすい環境を醸成する。
- ※ プロテクションの中核を壊さず、コミュニティから理解を得られるアプローチを取ることが重要です。

⑧ 自身のエンパワメントを行う

- 自分たちの権利について学び、自らの権利(政治的、社会的、経済的権利等)を自由に行使することができるよう支援する。
- 就労及び就労につながる訓練の機会を提供する。
- 上記の機会には、女性・障がい者・高齢者等困難な状況にある人へも平等に機会が提供されるよう確保する。

⑨ 参加の機会を確保する

- コミュニティ内における決定に際し、女性が意見を述べ、それが反映されることができるよう会合への参加の機会を確保する。(半数を女性が占めることが、究極的なゴールとされる)
- 自身に関係することの決定に参加できるよう、参加の途を確保する。
- 受益者が地域社会に貢献できるよう、希望に応じてボランティア等様々な機会を確保することも有効です。
- マイノリティが国の政治的、経済的、社会的制度の決定に参加できるよう、参加の途を確保する。
- 上記に加えて、マイノリティが独自の政治的、経済的、社会的制度を維持する権利も確保する。

⑩ ニーズをくみ取る

- 子ども自身を含む受益者の意見を聴くことも重要であり、子どもや受益者に影響を与える事業の導入に関しては、配慮を要する人たちのニーズが事業の計画・立案に反映されるよう一緒にアセスメントを行う等の取り組みが考えられます。

⑪ 教育の機会を確保する

- 子どもの基本的な権利である教育を受ける機会が避難先、帰還直後であっても確保できるようにインフラも含めて整備を行う。
- これらの機会に女性やそのほかのマイノリティが漏れないよう配慮する。

- ⑫ 大人の雇用等へのアクセスを確保する
 - 障がい・人種等にかかわらず、雇用についてアクセスができるよう、確保する。
- ⑬ 移動の自由を確保する。
 - できる限り制限なく、移動できるような環境を確保します。
- ⑭ 【難民】国境近辺で問題が起こらないようモニタリングを行う
 - 保護を求める人が、問題なく入国を行えるよう、国境付近に滞在することにより、モニタリングをすることができます。

5. 人道支援従事者の責務

- 行動規範(Code of Conduct)の遵守
 - 自身の所属機関における行動規範を遵守すること。
- 組織の中でプロテクションを中心化し、権利保障の意識を醸成していくこと
- 関係機関とのコーディネーション
 - ・ 他事業との実施同様、関係機関との連携がとりわけ重要となる。
 - ・ 事業実施国における政府、地域政府をはじめとして、プロテクションを責務としている UNHCR、安否確認・家族の追跡活動を行う ICRC、NGO、研究機関との連携が重要となります。
- SGBVの予防
 - ・ 契約書も含めて、雇用の段階からSGBVの予防を徹底すること。
 - ・ 定期的にSGBVに関する注意を喚起する。
- プロテクションに関するトレーニング
 - ・ プロテクションに関して守るべきことをスタッフが理解するためのトレーニングの場を提供すること。
 - ・ とりわけ、プロテクションに関する問題が生じた場合への必要に応じた関係機関への照会を行う。
- プロテクションの原則を確立しつつ、その実施においては援助実施地域における様々な事情(文化・伝統・宗教・政治等)を考慮すること。